

野洲市資料提供

提 供 年 月 日	令和 2 年 8 月 19 日
担 当 部 課	政策調整部 財政課
担 当 者	小林
連絡先電話番号	077-587-6069

令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により令和元年度野洲市の健全化判断比率を、同法第 22 条第 1 項の規定により令和元年度野洲市の資金不足比率を、その算定の基礎となる事項を記載した書類を添えて、令和 2 年 8 月 4 日監査委員の審査に付しましたので下記のとおり報告します。

なお、本件にかかる監査委員の意見は別途付されます。

記

1. 令和元年度野洲市健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.04)	— (18.04)	9.0 (25.0)	53.9 (350.0)

備考

- ① 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、「—」で表示している。
- ② 括弧内は、本市が適用される早期健全化基準を示す。

2. 令和元年度野洲市資金不足比率

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率
水 道 事 業 会 計	—
下 水 道 事 業 会 計	—
病 院 事 業 会 計	—
工業団地等整備事業特別会計	—

備考

資金不足を生じていないため、資金不足比率については、「—」で表示している。

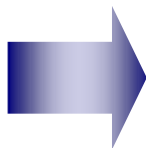
財政健全化法に基づく健全化判断比率の状況(令和元年度決算)

野洲市

財政健全化法の趣旨

従来の財政再建制度の課題

- ◆再建団体の基準がなく、早期是正機能がない
- ◆普通会計を中心にした収支の指標のみで、ストック(負債等)の財政状況に課題があっても対象とならない 等



フロー指標だけではなくストック指標にも配慮した財政状況の判断指標を導入するとともに、黄信号としての早期健全化基準と、赤信号としての再生基準を規定することで、財政悪化を可能な限り早い段階で把握し、財政状態の改善に着手させる

早期健全化基準・財政再生基準

適用される基準

	早期健全化基準	財政再生基準
1 実質赤字比率	13.04%	20.00%
2 連結実質赤字比率	18.04%	30.00%
3 実質公債費比率	25.0%	35.0%
4 将来負担比率	350.0%	—

【早期健全化団体】

- ・財政健全化計画の策定
- ・外部監査の要求 等

【財政再生団体】

- ・財政再生計画の策定(国の同意必要)
- ・地方債の制限 等

基準をひとつでも超えると適用
計画策定の義務付けは
平成20年度決算から適用

野洲市における健全化判断比率(令和元年度決算)

1 実質赤字比率

—

一般会計等の実質収支額
636,464千円
(実質黒字のため比率なし)

2 連結実質赤字比率

—

全会計の実質収支額
・資金不足(剰余)額合計
3,256,703千円
(実質黒字のため比率なし)

3 実質公債費比率

9.0%

(単位: %)

平成29年度	9.66
平成30年度	9.56
令和元年度	8.03

3カ年平均 9.0%

4 将来負担比率

53.9%

将来負担額 A 31,088,853千円

地方債現在高	25,538,833千円
債務負担行為支出予定額	287,309千円
公営企業債等繰入見込額	3,242,466千円
組合等負担見込額	541,868千円
退職手当負担見込額	1,208,737千円
連結実質赤字額	該当なし
設立法人負債負担見込額	269,640千円

充当可能財源 B 25,633,693千円

充当可能基金	3,317,592千円
充当可能特定歳入	185,699千円
基準財政需要額 算入見込額	22,130,402千円

控除後の標準財政規模 C 10,110,882千円

将来負担比率 (A-B)÷C 53.9%

(参考)健全化判断比率(平成30年度決算)

平成30年度健全化判断比率

1 実質赤字比率	—
2 連結実質赤字比率	—
3 実質公債費比率	11.8%
4 将来負担比率	56.7%

健全化判断比率の状況

令和元年度

(単位: %)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
252107	滋賀県	野洲市	－	－	9.0	53.9

(単位: %)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	13.04	18.04	25.0	350.0
		財政再生基準	20.00	30.00	35.0	
12,109,955	617,717					

平成30年度

(単位: %)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
252107	滋賀県	野洲市	－	－	11.8	56.7

(単位: %)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	13.03	18.03	25.0	350.0
		財政再生基準	20.00	30.00	35.0	
12,228,670	566,020					

平成29年度

(単位: %)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
252107	滋賀県	野洲市	－	－	12.9	104.1

(単位: %)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	13.03	18.03	25.0	350.0
		財政再生基準	20.00	30.00	35.0	
12,247,891	784,511					

平成28年度

(単位: %)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
252107	滋賀県	野洲市	－	－	13.6	106.8

(単位: %)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	12.98	17.98	25.0	350.0
		財政再生基準	20.00	30.00	35.0	
12,706,644	290,836					

平成27年度

(単位: %)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
252107	滋賀県	野洲市	－	－	12.7	53.3

(単位: %)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	13.02	18.02	25.0	350.0
		財政再生基準	20.00	30.00	35.0	
12,279,748	725,052					

○早期健全化基準 基準値算出式(標準財政規模が50億円以上200億円未満の場合)

- ◆実質赤字比率
$$\{(\text{標準財政規模} + 100\text{億円}) / (30 \times \text{標準財政規模}) \times 100 + 20\} / 2$$
- ◆連結実質赤字比率 実質赤字比率の早期健全化基準 + 5%
- ◆実質公債費比率 25.0%と規定
- ◆将来負担比率 350.0%と規定

○財政再生基準 基準値

- ◆実質赤字比率 20.00%と規定
- ◆連結実質赤字比率 30.0%と規定
- ◆実質公債費比率 35.0%と規定

資金不足比率の状況

(単位: %)

特 別 会 計 名	平成27年度～令和元年度	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	－	20.00
下 水 道 事 業 会 計	－	20.00
病 院 事 業 会 計	－	20.00
工 業 団 地 等 整 備 事 業 特 別 会 計	－	20.00